

京都市告示第430号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止及び一部廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

令和3年11月19日

京都市長 門川大作

(指定水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	岩倉水0363号	左京区岩倉忠在地町282番地地先 同町277番地の1地先	点
2	大原水0695号	左京区大原草生町301番地の1地先 同町297番地地先	点
3	上高野水0129号	左京区上高野畑町33番地の11地先 同町33番地の4地先	点

(廃止水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	嵯峨水0048号	右京区嵯峨広沢御所ノ内町11番地の1地先 同上	点
2	四ノ宮水0025号	山科区四ノ宮神田町15番地地先 同町17番地の2地先	点

(一部廃止水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	上高野水0018号	左京区上高野畑町33番地の12地先 同町33番地の4地先	点
2	久我水0012号	伏見区久我石原町3番地の520地先 同町3番地の524地先	点

(建設局土木管理部道路明示課)